

# 山梨県公報

第二千二百十九号

平成二十四年

四月九日

月 曜 日

## 目次

急傾斜地崩壊危険区域の指定……………二二九

収納代理金融機関の指定の一部改正……………二二九

公告……………二二九

開発行為に関する工事の完了について……………二二〇

正誤……………二二〇

平成二十四年三月三十日付号外第十八号中……………二二〇

## 告示

### 山梨県告示第四百二十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所身延河川砂防管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年四月九日

山梨県知事 横内正明

次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から二十三号までの標柱を順次結んだ線及び二十三号と一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域

下湯島の1	標柱番号	郡	市	町	村	大字	字	地番
四	三	同	同	同	同	同	同	居平
三	二	同	南巨摩郡	同	早川町	同	湯島	上ノ山
二	一	同	同	同	同	同	宮ノ下	一〇六番六
一								一〇四九番内一
								一〇三二番
								八八一番

### 山梨県告示第四百四十四号

収納代理金融機関の指定(昭和四十九年山梨県告示第四百九十七号)の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年四月九日

山梨県知事 横内正明

表中「住友信託銀行株式会社」を「三井住友信託銀行株式会社」に、「大阪市東区北浜五丁目十五番地」を「東京都千代田区丸の内一丁目四番一号」に、「及びれい入金」を「れい入金及び雑部金(保証金を除く。)」に改める。

二十三	二十二	二十一	二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	延命所 居平	同	同	同	同	同	同	
同	有地	八四二番地先国	八五三番	八六三番	八六四番	八二三番	路敷	八二三番地先道	八二七番	八一七番	八〇五番	路敷	八〇五番地先道	八〇一番	七八一番	六一四番	有地	七八一番地先国	
同																			八八七番
																			八〇二番地先道
																			路敷
																			九三六番
																			同
																			同
																			七八一番地先国
																			有地

## 公告

● 開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十四年四月九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

富士吉田市上吉田字熊穴四五五の一、四五八三の八、四五八四、四五八七及び四五八七の乙の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

富士吉田市上吉田四千五百八十四番地 社会福祉法人明清会 理事長 上小澤 隆

## 正 誤

平成二十四年山梨県規則第三号（山梨県行政組織規則の一部を改正する規則）  
八ページ下段一行目と二行目の間に次のように加える。

第十二条の三第五項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 技監 上司の命を受け、重要事項についての企画に参画し、及び専門的技術に係る重要事項を整理する。

八ページ下段十行目は次のとおりの誤り。

第二十一条第一項中「あけぼの医療福祉センター」の下に「必要に応じ、」を、「副総看護師長」の下に「主任看護師長」を加え、同条第一項を削り、同条中第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。